



紫川は、福智山を源にした、延長22.4km・流域面積113.0平方kmの北九州市で一番大きな川。河口の周辺は、市の中心地で、市のシンボル河川として、市民にも親しまれている。

暑中お見舞い申し上げます

■みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

東風

No.5
●発行日
2002年8月1日
●発行所
小倉東総合法律事務所
●編集者
荒牧啓一
●連絡先
〒802-0062 北九州市小倉北区
片野新町2丁目12番21号
朝日センタービル2階
TEL093(932)5575
FAX093(932)5600
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp



日本国憲法を小学生に50字以内で説明するとしたら、どうまとめますか？
憲法は「国の一番大切な法律で国民は国の主人公、自由平等平和に生きる権利があり、国民に選ばれた人が政治をします」。なかなか難しいです。

9条は「あらゆる戦争を放棄し、あらゆる戦力を持たない」となるはず。そして「戦争を二度としない」と誓った9条は圧倒的な国民の支持を得ています。

今国会で審議中の有事法制3法案は、小泉首相の「備えあれば憂いなし」とのスローガンそのままに「有事」＝「戦争」の際の準備をしようとするものです。その内容は十分に国民に知らされていませんが、戦力を放棄した憲法の平和主義に反するだけでなく、国民の基本的な人権を侵害し、民主的な国の仕組みを変質させてしまう大きな危険性を持っているのです。

即ち、武力攻撃の「おそれ」や「予測」というあいまいな基準で、政府がいったん「武力攻撃事態」と認定すると、自衛隊や駐東米軍がスムーズに行動で

きるよう、政府が様々な措置をとる仕組みが用意されています。

国民は政府の方針に「必要な協力をする様に努める」とされ、医療や交通、通信、土木、建設関係者などはこの「公用令書」で軍事行動への協力を強制されかねません。これらは憲法が保障する財産権だけでなく、思想・良心の自由や苦役からの自由などの基本的人権を侵害するものです。

政府は地方自治体やNHKなどのマスメディアを統制下におき、市民の暮らしと情報をコントロールすることもできます。このような有事法制法案は廃棄しなければならないことは小学生でもわかると思います。

「もしもあなたが 空爆や襲撃や地雷による殺りくや武装集団のレイプや拉致におびえていなければそうでない20人より恵まれています」(世界がもし100人の村だったら②)

100人の村のこの20人を少しでも減らしていけるかどうかは私達の努力にかかっています。

市民の挑戦

この町のすばらしさを再認識、そして守り抜いていく
蘇った紫川—カムバック、アユ

「紫川」は百万都市北九州市の都心(小倉)を流れる川であり、標高900.8mの福知山からわずか20kmで響灘に注ぐ小さな川である。

長く北九州市に住んでいる方はご存知だと思うが、かつて「紫川」は水質汚濁が進み悪臭を放つ「ドブ川」であった。養豚場の糞尿、工場廃水、家庭の生活廃水などによる汚濁である。

この紫川の水質汚濁は昭和30~40年代がピークで、その後、昭和55年頃から徐々に回復してきた。

その大きな理由は、工場廃水の規制、川沿いの住環境整備による生活廃水の減少、下水道の整備と公害対策、そして市民・行政が一体となった浄化運動の成果によるという。

故日高秀夫氏は、愛媛大学農学部で魚類の行動に対する化学物質の影響について長年研究してきたが、1987年10月に九州共立大学工学部環境化学科に赴任して、紫川にアユが遡上している事実を確認し驚き感動したという。

彼の研究ではアユは清流にしか住めず、日本の河川的环境改善の目標は天然アユをよみがえらせることに置くべきだという「カムバックアユ計画」を提言したばかりであったからである。

この日高の感動が学者・研究者、行政、釣り好きな市民などを突き動かして、その後の「紫川を愛する会」「M-CAP(紫川カムバック鮎プロジェクト)」等の発足につながる。

それはやがて当初関心の薄かった川の周辺住民、自治会をも巻き込んで、川の清掃、鮎の放流などの「自分たちの川」を意識した地道な活動へと発展していく。

「死の黒い川に鮎が戻ってきたのは、様々な努力の結晶であり、北九州市が世界に誇れる成果である。逆にこれをマイタウンマイリバー計画で失うようなことがあれば、北九州市は世界の笑い者になる」

そんな思いの研究者、市民が時に行政とぶつかり、また研究者としての目と地域住民の感覚がぶつかり合いながらも、紫川に戻った「鮎を守ること」を真中にして、日

本の川としてふさわしい都市の中の清流づくりに奔走してきた。

故日高は、川とは「触れ合ってこそ」よさがわかると、川の中に入って川の生物の視点から川を見ようとの「ウォッチング計画」構想を掲げた。例えば中流域に「アユウォッチング公園」を作り、ここでは川に素足で入り、水中メガネで覗けばアユの行動が見られるようにする。

そして「紫川」には「藤の花」がよく似合うだろうと、大きな建造物を作るのではなく、川自体はいじらずに川辺に藤棚を作り、その藤棚の陰でのんびりと藤の花の紫ゆれる川面を行き交う鮎を眺める…

このような赴きある「町づくり」構想は、行政だけに委ねておいて考えつく代物ではない。「紫川の自然分布の動植物や橋や井堰、歴史的建造物をはじめ、広く文化

一般の中から紫川に似合うものを探し創造し、育ててゆく必要があろう」(紫川通巻8号1991年2月)。

北九州市のイメージは今でも決してよくはない。公害の町、犯罪の町、そんなイメージを払拭しようと、市は何本もの橋を架けかえる等の大型プロジェクトを強行してきた。

しかし、新たなものを造ることより、今まで気づかれずにきたこの町の自然を発見し、すばらしさを再認識し、アピールし、それを守り抜くシステムを確立することこそが、今大切なのではないだろうか。



【写真提供:財団法人タカミヤ・マリバー環境保護財団】



鮎—川魚の王と呼ばれるキュウリウオ科の一年魚。独特の香りがあるため「香魚」と書くこともある。鮎は川で生まれ、幼期を海で過ごした後、ふたたび川にかえって成長、産卵する。秋、砂礫に生みつけられた卵は孵化すると、川の流れにおし流されて湖へ下る。稚魚は冬季、沿岸で動物性プランクトンを食べ成長し、3~5月になると川をのぼり始める。中流域で藻類をたべ成長し、盛夏を過ぎると、勾配の緩やかな中下流域につくられる産卵場集まって産卵し、一生を終える。

『木を植えましょう』

正木高志著・南方新社

「この本一冊で苗木を一本植えることができます。」定価1000



円のこの本の収益は、すべて森を育てるために使われるという。

「…木が植えられた瞬間に森になる。小さくても森である。それは人間の赤ちゃんがど

んなに小さくても人間であるのとおなじことだ。そして子どもの存在が子どものままで希望であり救いであるように、新しい森は幼いままに希望であり救いであった」(第6章より)

環境問題の深刻さを学びつつも、自然のもつ懐の深さに希望と確信を与えられる一冊です。

『サッカーの祭典に集まった世界32カ国の仲間たち』

風樹 茂著・青春出版社

「ワールドカップ村に集まった参加国を100人の村としてみると…」といった、このところはやりの形。

information
information

新

鮮

情

報

サッカーの祭典に集まった世界32カ国の仲間たち



こんな歌が北九州でできました！

♪海の向こうの 狼達に
威され続けて戦争準備
守り続けたこの九条
海外派兵の悪法(たくらみ)を
声あげ潰そう 戦争法♪



参加国の特色を色彩豊かにあらわした挿絵もさわやかで、ヘエツ〜というちよとマニアックな情報もいっぱい。ワールドカップの余韻にひたれる嬉しい一冊です。

これは北九州で、地元の自然や暮らしのさまなどを心豊かに謳いあげてきた「北九州うたごえ創作会議」から生まれた曲で、有事法制反対の意思を、機敏に歌にしたものです。行

進曲風のはぎれのよい曲調で、作曲者の吉田素子さんは北九州市民オンブズマンの事務局としても活躍中です。

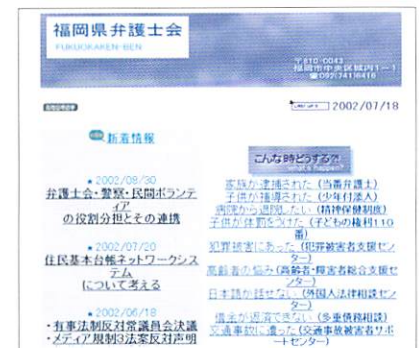
のぞいてみませんか？

福岡県弁護士会ホームページ

アドレス <http://www.fben.jp/>

福岡県弁護士会の動きや、色々な事件との類型別リンク集や、トラブルにまき込まれたときの相談センターの案内など県内の法律情報がいっぱい。

又、弁護士が実際に遭遇した高齢者問題、介護問題などを、法的にもわかりやすく読み物にした連載コーナーなども好評です。



●みな様からの暮らしの智恵やおもしろ情報、お勧めの書籍など、どしどしお寄せ下さい。

私 怒ってます！
ある刑事被告人の
身柄拘束に日本国民救援会
北九州総支部事務局長

河野 よう子



私はいまとても腹立たしい思いで毎日を過ごしています。それはある事件の被告人の身柄拘束についてです。

最近、テレビや週刊誌などで頻繁に「痴漢えん罪事件」のことが報道されていますが、北九州でも今、支援運動が広がろうとしている事件があります。

その事件の被告人とされた人の勾留が、逮捕から1年になろうとしているのにまだ続いているのです。本人は一貫して「無実」を主張していますし、救援会も色々調査した上で、冤罪だと確信し、支援決定を行いました。

私が腹立たしく思うのは、彼が「無実」だから、「冤罪」だからだけではありません。色んな人(弁護士さんや救援活動家)から「否認しているとなかなか保釈されない」と聞かされたからです。そしてその彼の場合も、裁判所は二度の保釈申請に「証拠隠滅

の恐れがある」という理由で棄却決定を出しています。それでは裁判所が「自白の強要」に手を貸していることになるのでは、と思うのは私一人ではないと思います。

憲法には「法律の定める手続によらなければ、自由は奪われない」「何人も自己に不利益な供述は強要されない」と明記されています。しかし「否認していると身柄の拘束が解かれぬ」ということになれば「法の定める手続」は「自白強要の手段」として使われていると言われても仕方ないと思います。

この主張は少々暴論だとは思いますが、人にこの事件のことを話すと、1年近くもいまだに身柄拘束されたままだということにまず驚きます。本当に痴漢をして「悪うございました」と言えばすぐ釈放され、裁判には自宅から出廷できるのに、「していない」と主張すると「証拠隠滅の恐れがある」と保釈されず、毎回の法廷には手錠、腰縄付きで刑務官にはさまれて被告人席に座らされる、というのはなんとしても不公平です。

彼から「検察官はなぜ僕の言うことを信じてくれないのだろう」「妻や子ども、両親や兄弟に迷惑をかけて申し訳ない。1日も早く家に帰って働きたい」という手紙をもらうたびに、裁判所の身柄拘束の決定のしかたに強い怒りと不信を募らせています。